

令和 2 年 1 2 月 1 日
障害福祉部障害保健福祉課

指定障害児通所支援事業所の行政処分について

世田谷区は、児童福祉法（昭和 2 2 年 1 2 月 1 2 日法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項に基づき、次のとおり、指定障害児通所支援事業所の指定を取消す処分を行うことを決定しました。

1 事業者の名称・代表者・所在地

- (1) 名称 株式会社プレミア・ケア
- (2) 代表者 代表取締役 関根 浩
- (3) 所在地 東京都千代田区麹町二丁目 4 番 1 号

2 対象事業所名等

- (1) 名 称 プレミア・ケア・ジュニア世田谷店
所 在 地 東京都世田谷区梅丘一丁目 2 6 番 5 号第一小山ビル 1 階
サービスの種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日 平成 2 5 年 1 1 月 1 日
定 員 1 0 名
- (2) 名 称 プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店
所 在 地 東京都世田谷区南烏山一丁目 1 6 番 1 9 号シティハイツ南原 1 0 4
サービスの種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日 平成 2 6 年 7 月 1 日
定 員 1 0 名

3 処分内容

- (1) プレミア・ケア・ジュニア世田谷店
 - ア 処分の内容 指定の取消
 - イ 処分年月日 令和 2 年 1 1 月 2 5 日
 - ウ 指定取消年月日 令和 2 年 1 1 月 3 0 日
- (2) プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店
 - ア 処分の内容 指定の取消
 - イ 処分年月日 令和 2 年 1 1 月 2 5 日
 - ウ 指定取消年月日 令和 2 年 1 1 月 3 0 日

4 児童福祉法に基づく指定の取消し理由（関係法令は別紙参照）

(1) プレミア・ケア・ジュニア世田谷店

ア 不正な手段による指定申請（法第21条の5の2第1項第8号）

「プレミア・ケア・ジュニア世田谷店」の指定障害児通所支援事業者の指定申請に際し、指定日である平成25年11月1日以降において、児童発達支援管理責任者に従事する見込みがないことを認識していたにもかかわらず、法人の他事業所に勤務する従業者の氏名を利用して、児童発達支援管理責任者の人員基準を満たす旨の障害児通所支援指定申請書及び添付書類を東京都に提出し、不正の手段により法第21条の5の3第1項の指定を受けた。

イ 不正請求（法第21条の5の2第1項第5号）

(ア) 指定時である平成25年11月から平成26年2月までの間、唯一の児童発達支援管理責任者が、別の事業所に従事しており、児童発達支援管理責任者の人員基準を満たしていなかった。

そのため、平成26年1月から同年3月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、児童発達支援管理責任者欠如減算を行う必要があったにもかかわらず、これを行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(イ) 指定時である平成25年11月から平成26年2月までの間は上記アのとおり、また、平成27年4月の1か月間においては、長期休暇により不在となった唯一の児童発達支援管理責任者の後任を配置できなかったことから、児童発達支援管理責任者の人員基準及び児童発達支援管理責任者専任加算の算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者専任加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(ウ) 平成30年4月から令和元年10月まで、指標該当児の割合が50%以上でなかったにもかかわらず、平成30年4月から令和元年10月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、報酬算定区分1（指標該当児が50%以上になる旨の報酬算定区分）を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(エ) 平成30年4月において、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少し、令和元年10月まで人員欠如が解消されていなかった。

そのため、平成30年5月から令和元年10月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、サービス提供職員欠如減算を行う必要があったにもかかわらず、令和元年5月のサービス提供分を除き、これを行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(オ) 平成30年4月から令和元年10月までの間、上記エのとおり、サービス提供職員の員数が、そもそも人員基準上必要とされる員数を満たしていないことから、児童指導員等加配加算の算定要件を満たしておらず、児童指導員等加配加算を算定できない状況であった。

それにもかかわらず、令和元年5月、同年6月のサービス提供分を除き、児童指導

員等加配加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

ウ 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

（ア）平成29年4月の制度改正により、サービス提供職員に児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（以下「児童指導員等」という。）の資格要件が必要となったが、経過措置が終了した平成30年4月以降について、人員基準上必要とされる員数又は児童指導員等加配加算の必要とされる員数を満たしていなかった。

それにもかかわらず、児童指導員等の要件を満たさない従業者について、虚偽の雇用契約書や実務経験証明書を作成し、当該事業所が人員基準を満たす旨の変更届出書及び添付書類を複数回にわたり東京都に提出した。また、令和元年11月1日の更新申請においても同様の手段により虚偽の雇用契約書や実務経験証明書を作成して、人員基準を満たす旨の障害児通所支援更新申請書及び添付書類を東京都に提出した。

（イ）平成30年4月から令和元年10月までの間、指標該当児が利用児童の50%以上でなかったにもかかわらず、報酬算定区分について、指標該当児の割合が50%以上になる旨の報酬算定区分に関する届出書を複数回にわたり東京都に提出した。

（2）プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店

ア 不正な手段による指定申請（法第21条の5の24第1項第8号）

「プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店」の指定申請に際し、指定日である平成26年7月1日以降において、児童発達支援管理責任者に従事する見込みがないことを認識していたにもかかわらず、同法人の他事業所に勤務する従業者の氏名を利用して、児童発達支援管理責任者の人員基準を満たす旨の障害児通所支援指定申請書及び添付書類を東京都に提出し、不正の手段により法第21条の5の3第1項の指定を受けた。

イ 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

（ア）指定時である平成26年7月から同年10月までの間、唯一の児童発達支援管理責任者が別の事業所に従事しており、また、平成31年4月から令和元年10月までにおいては、児童発達支援管理責任者の資格要件（実務経験）を満たさない法人本部の業務に従事する者を唯一の児童発達支援管理責任者として届け出たことから、児童発達支援管理責任者の人員基準を満たしていなかった。

そのため、平成26年9月から同年11月まで及び令和元年6月から同年10月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、児童発達支援管理責任者欠如減算を行う必要があったにもかかわらず、これを行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

（イ）指定時である平成26年7月から同年10月までの間、上記アのとおり、児童発達支援管理責任者の人員基準及び児童発達支援管理責任者専任加算の算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者専任加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(ウ) 平成30年4月から令和元年10月まで、指標該当児の割合が50%以上でなかったにもかかわらず、平成30年4月から令和元年10月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、報酬算定区分1を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(エ) 平成30年4月において、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少し、令和元年10月まで人員欠如が解消されていなかった。

そのため、平成30年5月から令和元年10月までのサービス提供分の障害児通所給付費の請求において、サービス提供職員欠如減算を行う必要があったにもかかわらず、令和元年5月のサービス提供分を除き、これを行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

(オ) 平成30年4月から令和元年10月までの間、上記エのとおり、サービス提供職員の員数が、そもそも人員基準上必要とされる員数を満たしていないことから、児童指導員等加配加算の算定要件を満たしておらず、児童指導員等加配加算を算定できない状況であったにもかかわらず、令和元年5月、同年6月のサービス提供分を除き、児童指導員等加配加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

ウ 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

(ア) 平成31年4月1日の変更の届出において、児童発達支援管理責任者として従事する見込みがないことを認識していたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者の資格要件（実務経験）を満たさない法人本部に勤務する従業者の氏名を利用し、また、虚偽の児童発達支援管理責任者経歴書を作成し、児童発達支援管理責任者の人員基準を満たす旨の変更届出書及び添付書類を東京都に提出した。また、平成26年11月1日の変更届出書において、過去に行った虚偽の届出とつじつまを合わせるため、虚偽の児童発達支援管理責任者経歴書を作成し、変更届出書及び添付書類を東京都に提出した。

(イ) 平成29年4月の制度改正により、サービス提供職員に児童指導員等の資格要件が必要となったが、経過措置が終了した平成30年4月以降について、人員基準上必要とされる員数又は児童指導員等加配加算の必要とされる員数を満たしていなかった。

それにもかかわらず、児童指導員等の要件を満たさない従業者について、虚偽の雇用契約書や実務経験証明書を作成し、当該事業所が人員基準を満たす旨の変更届出書及び添付書類を複数回にわたり東京都に提出した。

(ウ) 平成30年4月から令和元年10月までの間、指標該当児が利用児童の50%以上でなかったにもかかわらず、報酬算定区分について、指標該当児が50%以上になる旨の報酬算定区分に関する届出書を複数回にわたり東京都に提出した。

5 返還予定金額（詳細調整中）

（1）プレミア・ケア・ジュニア世田谷店

約 2, 9 5 6 万円

（2）プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店

約 3, 4 9 2 万円

※確定した不正受給額に加算金として 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額を加えて徴収する（法第 5 7 条の 2 第 2 項）。

6 利用者について

指定取消し後の利用者の通所先について適切な措置を講じるよう、事業者へ指導を行った。同事業者が運営する都内の 5 事業所に対しても、東京都が指定取消し処分を行うため、区内事業所の利用者だけでなく、区外事業所の利用者についても、必要な支援が途切れることのないよう関係所管と調整を行う。また、区外から通所する利用者への対応のため、関係自治体に情報提供を行う。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号・抜粋）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 ～ 四 （略）

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 ～ 七 （略）

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 （略）

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 ～ 十二 （略）

② （略）

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑥ （略）